



中国の企業結合審査の最新動向

Q 最近、中国の独占禁止法の執行機関が新設された国家市場監督管理総局に統合されたということですが、企業によく利用されている企業結合届出制度にどのような影響を与えるのでしょうか。

A 中国の独占禁止法（以下「独禁法」）執行機関の統合は、国务院の機構改革の一環として、独禁法執行の統一性を目指し、商務部の企業結合審査部門、国家発展改革委員会の価格監督検査・独禁法執行部門、及び国家工商行政管理総局を新設の国家市場監督管理総局に集約することを指しています。統合後、国家市場監督管理総局は、独禁法に関する業務を一括して行うこととなります。企業結合に関しては、商務部の従来の審査基準とほぼ一致する基準を採用しつつも、ガン・ジャンピングに対して厳しい姿勢で法執行を行っていることに留意する必要があります。

1. 中国の独禁法執行機関

中国の独禁法執行機関として、従来、商務部、国家発展改革委員会及び国家工商行政管理総局（以下「3 機関」）が設置されており、それぞれ企業結合に係る規制、価格に関する独占合意、支配的地位の濫用行為に係る規制、及び価格以外に関する独占合意、支配的地位の濫用行為に係る規制を行っていました。

2018年3月17日、中国の第13期全国人民代表大会による独禁法執行機関の統合決定^{注2}をもって、新設の国家市場監督管理総局（具体的にはその中の一機関である独禁局）が、企業結合に係る規制、価格に関する独占合意、支配的地位の濫用行為に係る規制、及び価格以外に関する独占合意、支配的地位の濫用行為に係る規制を一括して実施することになりました。それを受けて、国家市場監督管理総局は3機関の執行基準を調整・整理するとともに、地方への授権、協力方式等についても調整しています。18年11月には総局レベルの独禁法執行機関の改革がほぼ完了し、

地方レベルの独禁法執行機関の改革は18年12月頃に完了する見込みであるとの発表がありました^{注3}。

2. 企業結合審査について

(1) 審査基準の一貫性の維持

中国の独禁法施行後から現在までの企業結合案件について、商務部または国家市場監督管理総局が①受領した案件、②立案した案件、③審査決定を出した案件、④無条件で許可した案件、⑤条件付きで許可した案件、⑥禁止した案件に分け、それぞれの案件数を表1のとおりに整理しました。

表1より、17年までに、立案案件は受領案件の約9割を占め、年間無条件許可案件は審査決定が出された案件の約9割を占め、17年までの条件付許可案件の件数は35件、禁止案件の件数は2件であることが分かります。

商務部を国家市場監督管理総局に集約した18年においても、①立案案件は依然として受領案件の約9割を占めていました。②無条件許可案件について、18年第4四半期

の無条件許可案件が公布されていないため、過去5年間の第4四半期の平均値（75件）に基づき予測すると、18年の無条件許可案件は、審査決定が出された案件の9割を占める可能性が高いと考えられます。③条件付許可案件は、17年より減少して年間4件にまで下がり、禁止案件は0件となっています。

以上のように、国家市場監督管理総局は、企業結合届出に、より厳しい審査基準を適用しているわけではなく、商務部とほぼ一致する審査基準で審査を行っ

表1 企業結合案件数

年	①受領案件	②立案案件	③審査決定が出された案件	④無条件許可案件	⑤条件付許可案件	⑥禁止案件
2008	—	—	16	15	1	0
2009	—	—	78	72	4	1
2010	136	—	109	108	1	0
2011	205	185	171	167	4	0
2012	201	186	154	155	6	0
2013	224	212	207	211	4	0
2014	262	246	245	236	4	1
2015	352	338	312	312	2	0
2016	378	360	395	351	2	0
2017	402	355	346	325	7	0
2018	437	385	380	319	4	0
	(2018年11月9日時点)	(2018年11月9日時点)	(2018年11月9日時点)	(2018年3月四半期時点)	(2018年12月24日時点)	(2018年12月24日時点)
合計	—	—	—	2,271	39	2

(出所) 中華人民共和国中央人民政府及び商務部の公式サイトに掲載された公開情報を基に作成

ているものと考えられます。

(2) 審査期間の短縮化

企業結合の審査期間について、中国の独禁法は法定審査の期間が180日を超えてはならないと定めていますが、実務においては、法定審査〔初期審査(最大30日)＋場合により詳細審査(最大90日)＋場合により詳細審査延長(最大60日)〕のほか、①届出前の相談と②届出から立案までの形式審査も度々行われており、①と②の手続きは、それぞれおよそ2~8週間がかかります。そのため、一つの企業結合案件について、届出前の相談から最終決定が出されるまでの期間が180日より長くなることがあります。そのため、日数に余裕を持って届出されることをお勧めします。

近年、商務部は、企業結合の審査期間の短縮に力を入れており、14年に簡易案件^{注4}の届出手続きを導入した結果、ほとんどの簡易案件が初期審査期間(30日)以内に完了し、17年の平均審査期間は13年より5割短縮されました^{注5}。さらに、国家市場監督管理総局は、従来の商務部の審査手続き等を最適化し、立案前の形式審査を5日以内に完了し、一回限り事業者に補充資料の要求をフィードバックすること等の措置を採用しています^{注6}。そのため、今後、審査期間がさらに短くなることも期待できると考えられます。

(3) ガン・ジャンピング処罰案件の急増

ガン・ジャンピングとは、競技開始の銃声を待たずにスタートを切ってしまうこと(いわゆる「フライング」)をいい、企業結合においては、届出前に企業結合のために機微な情報を交換したり、相手の株式を取得したりすること等を指します。中国の独禁法は、企業結合が国务院の規定の届出基準を満たす場合に、事業者による事前の届出義務及びその義務に反したときの責任を明確に定めています^{注7}。さらに、「法に従い届出をしていない企業結合に対する調査処理に関する暫定規則」では、ガン・ジャンピングを実施した事業者に対する処罰として、50万元以下の過料、及び事業者が企業結合前の状態に戻させるための、①結合実施の停止、②期限を定めた株式または資産の処分、③期限を定めた営業の譲渡、④その他の必要な措置等の要求が詳しく定められました^{注8}。

中国において、確かに13年までは、ガン・ジャンピングを理由とした処罰事例はなく、14年も1件しかありませんでしたが、15年以後、ガン・ジャンピング処罰案件は増えており、当初は年間5、6件であったものが、18年には

13件が処罰されました。

ガン・ジャンピングに対する処罰の特徴として、商務部が処罰した案件では、過料を、①15万元(事業者が能動的に事後届出をし、調査に積極的に協力した場合)、②20万元(事業者が能動的に事後届出をしたが、届出資料において企業結合の実施状況を完全に記載していない場合)、③30万~40万元(第三者により通報され、事業者がその前に届出義務に違反したことがあり、または届出義務を明確に知りながらも、ビジネス戦略等の理由で届出をしていない場合)の3段階に分けて適用していました。さらに、商務部は、過料のみに処し、事業者に対して、結合実施の停止、期限を定めた株式または資産の処分、あるいは期限を定めた営業の譲渡等の措置を併せて命じたことはありませんでした。

それに対し、国家市場監督管理総局が処罰した案件(6件)において、同局は、ガン・ジャンピングを実施した事業者に対して、商務部と同様に過料のみの処分であったものの、事業者による能動的な事後届出や調査への協力状況を考慮せず、すべてのガン・ジャンピングの実施者に対して30万元の過料に処しました。これは国家市場監督管理総局が処罰したすべての案件が違法性の強い案件であったか否かは不明ですが、18年のガン・ジャンピング処罰案件の急増を踏まえ、国家市場監督管理総局はガン・ジャンピングを厳しく規制しているようにも見えますので、今後の動向について注意する必要があります。

注1: 中国法律職業資格取得、外国法事務弁護士登録なし。

注2: 「第13期全国人民代表大会第1回会議による国务院機構改革方案の決定」(2018年3月17日公布、同日施行)。

注3: 国务院新聞弁公室18年11月16日記者会見(http://www.china.com.cn/zhibo/content_72615279.htm)参照。

注4: 「企業結合における簡易案件適用基準に関する暫定規定」(商務部公告14年第12号、14年2月11日公布、同年2月12日施行)。

注5: 同掲注2。

注6: 同掲注2。

注7: 「独占禁止法」(中華人民共和国主席令第68号、07年8月30日公布、08年8月1日施行)第21条、第48条、第49条。

注8: 「法に従い届出をしていない企業結合に対する調査処理に関する暫定規則」(商務部令11年第6号、11年12月30日公布、12年2月1日施行)第13条。